

青森県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(平成十九年二月一十八日青森県後期高齢者医療広域連合条例第一一十五号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十一一年政令第十六号。以下「政令」といへば）第一百六十七條の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に關し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第一条 政令第一百六十七條の十七の規定により条例で定める契約は、次に掲げるものとする。
一 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり締結するなどが一般的であるもの
二 前号の契約に付随する保守業務の委託契約

(委任)

第三条 この条例の施行に關し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。